



角田市指令第492号

一般廃棄物処理業許可証

福島県福島市野田町六丁目8番36号  
株式会社 二瓶商店  
代表取締役 二瓶 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の許可を受けたものであることを証する。

令和4年9月12日

角田市長 黒須 貴



|       |  |             |
|-------|--|-------------|
| 事業の範囲 | 業種   | 一般廃棄物の収集・運搬 |
|       | 取り扱う一般廃棄物の種類   | 可燃ごみ        |
| 許可の期間 | 令和4年10月1日から令和6年9月30日まで   |             |
| 事業区域  | 角田市全域  |             |
| 許可の条件 | <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、角田市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</p> <p>(2) 収集・運搬できる一般廃棄物には、し尿及び浄化槽汚泥は含まれない。</p> <p>(3) 収集した可燃ごみは仙南クリーンセンターに搬入し、これについては同組合と事前に十分協議すること。</p> <p>(4) 廃棄物の収集・運搬を行う場合は、飛散及び流出並びに悪臭漏れが生じないように注意すること。</p> <p>(5) 本業務を継続して行う場合は、期間満了1ヶ月前に許可申請すること。</p> |             |